

令和8年度経済産業省調達改善計画

令和8年3月
経済産業省

本計画は、「調達改善の取組の推進について」（令和8年1月27日行政改革推進会議決定）及び「調達改善の強化について（調達改善の取組指針の策定）」（平成27年1月26日行政改革推進会議とりまとめ、以下「調達改善の取組指針」という。）を踏まえ、経済産業省（以下「当省」という。）において、調達改善のための取組を推進するために策定するものである。

令和8年度における当省の計画内容は、以下のとおりとする。

1. 調達改善の目的と視点

調達改善の取組の目的は、調達価格を低減し支出を削減するだけでなく、調達に係る事務コストを含めた調達コスト全体を低減しつつ、調達する財・サービスの質の向上を包括的に達成することである。すなわち、“より良いものを、より安く、より簡単に、そして適時、適切に”調達できる仕組みが必要となる。併せて、官公需における価格転嫁等の取引適正化を強化する観点も考慮する必要がある。

これらの目的を達成するために、当省においては、以下の視点から、調達改善の取組を進めることとする。

① 調達コストの改善

調達価格だけでなく、調達に係る事務コストも含めた調達コスト全体の改善を図る。調達する数量や仕様、タイミング等が必要最小限又は適正なものか等を精査するとともに、入札・契約・支払等の事務コストが過大になっていないか、形式的な競争入札の実施など手続の透明性を追求することによりかえって調達コストの増大に繋がっていないか等の検討を行うことも必要である。

② 調達する財・サービスの質の改善

一時的な調達コストの最小化を目指すあまり、調達する財・サービスや行政が提供する公共サービスの質が犠牲とならないよう、調達対象の質を確保・向上する取組も重要である。例えば、発注者が必要とする財・サービスのレベルを的確に提示するとともに、受注者の創意工夫を最大限活用する観点から、調達の手法、仕様等の見直しの検討を行うことが必要である。

③ 調達における公平性・透明性の確保

行政が提供する公共サービスにおいて、調達段階における受注者をはじめとした外部に対する調達プロセスの公平性・透明性を確保することによって、行政サービスの調達における安心・信頼を確保することが重要。「調達等の在り方に関する検討会」を通して策定した調達ルールに沿った公平性・透明性を確保した上での調達を行うことが必要である。

④ 人件費増や物価上昇等に応じた価格転嫁・取引適正化の強化

官公需における価格転嫁等の取引適正化の強化に向けて、近年の物価上昇や最低賃金の
上昇、エネルギー代金の値上がり等を考慮し、必要な予算の確保や期中改定への対応など、適
切な対応を行うことが重要。また、引き続き、低入札価格調査を推進し、適切な公共調達や事
業の実施に取り組むことが必要である。

2. 計画に盛り込む分野の基本的な考え方

本計画の策定に当たっては、調達の現状分析及び調達改善の取組指針等を踏まえ、継続的・優
先的に調達改善に取り組むべき分野を選定し、そのうち、調達改善の取組指針において新規性・創意
工夫のある効果的な取組とされているものや既存の取組の中でも更に一步進めて改善する取組を「重
点的な取組」（別紙 1）として位置づけることとする。

また、内閣官房行政改革・効率化推進事務局による「令和 8 年度調達改善計画の策定要領」に基づき、

- ① 調達改善に向けた審査・管理の充実
- ② 調達事務のデジタル化の推進

に係る取組を令和 8 年度各府省庁が共通して実施する「共通的な取組」（別紙 1）として位置づける。

その他、「重点的な取組」や「共通的な取組」以外に、当省として取り組んでいる調達改善の取組に
ついては、別紙 2 で記載する。加えて、官公需の価格転嫁・取引適正化に向けた対応についても記載す
る。

3. 調達の実況分析及び調達改善の取組指針の内容

(1) 競争性に関する分析

令和6年度経済産業省における調達を契約種別に分類した結果は表1のとおり。契約件数やその契約方式毎の割合については、大きな変化は見られない。一方、契約金額については、競争性のある契約、競争性のない契約ともに契約金額が減少している。内訳を見ると、企画競争による随意契約において、契約金額、契約形式毎の割合が令和5年度と比較し、最も減少している。令和5年度に国庫債務負担行為による契約があり、金額が大きくなっていることが主因となるが、契約金額全体に占める割合について、令和4年度の実績（契約金額は約259億円、割合は9.3%）と比較した場合、令和6年度は例年通りの水準である。

表1※1 令和6年度経済産業省における調達の契約種別

(単位：件、億円)

| 契約方式 | 契約件数 | | 割合 | | 契約金額 | | 割合 | | |
|--------------|--------------|-------|--------|----------|----------|-------|--------|----------|----------|
| | 6年度 | 5年度 | 6年度 | 5年度 | 6年度 | 5年度 | 6年度 | 5年度 | |
| 競争性のある契約 | 競争契約※2 | 1,165 | 1,070 | 59.9% | 55.8% | 578 | 526 | 18.4% | 13.0% |
| | 最低価格落札方式 | 399 | 347 | 34.2% ※3 | 32.4% ※3 | 61 | 98 | 10.5% ※3 | 18.7% ※3 |
| | うち一般競争契約 | 399 | 347 | — | — | 61 | 98 | — | — |
| | うち指名競争契約 | 0 | 0 | — | — | 0 | 0 | — | — |
| | 総合評価落札方式 | 766 | 723 | 65.8% ※3 | 67.6% ※3 | 517 | 427 | 89.5% ※3 | 81.3% ※3 |
| | うち一般競争契約 | 766 | 723 | — | — | 517 | 427 | — | — |
| | うち指名競争契約 | 0 | 0 | — | — | 0 | 0 | — | — |
| | 企画競争による随意契約 | 219 | 241 | 11.3% | 12.6% | 367 | 901 | 11.7% | 22.3% |
| | 公募による随意契約※4 | 102 | 107 | 5.2% | 5.6% | 328 | 326 | 10.4% | 8.1% |
| | 不落・不調による随意契約 | 12 | 33 | 0.6% | 1.7% | 17 | 14 | 0.5% | 0.4% |
| 小計 | 1,498 | 1,451 | 77.1% | 75.6% | 1,290 | 1,767 | 41.1% | 43.8% | |
| 競争性のない随意契約※5 | 446 | 468 | 22.9% | 24.4% | 1,850 | 2,268 | 58.9% | 56.2% | |
| 合計 | 1,944 | 1,919 | 100.0% | 100.0% | 3,140 | 4,036 | 100.0% | 100.0% | |

※1 令和6年度末自己評価の「契約種別規模に係る計数」に基づき分類。

金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

※2 競争契約とは、一般競争契約及び指名競争契約をいう。以下表2、表4及び表5について同じ。

※3 競争契約に占める、最低価格落札方式又は総合評価落札方式の契約件数及び契約金額の割合である。

※4 デジタルマーケットプレイスを用いた調達の応札者が1者であった場合の随意契約については、「競争性のある契約」のうち「公募による随意契約」に分類する。

※5 「競争性のない随意契約」は随意契約（少額随意契約は含まない）から、①企画競争によるもの、②公募を実施したもの、③不落・不調によるもの、を除いたものとしている。

次に、令和6年度の応札状況を分類した結果は表2のとおり。競争契約における一者応札比率は、件数ベースで27.3%（最低価格落札方式は24.8%、総合評価落札方式は28.6%）、金額ベースで52.2%（最低価格落札方式は36.4%、総合評価落札方式は54.1%）となっている。また、一者応札案件を件数ベースで分析したところ、一者応札案件のうち約57.9%が継続案件であり、継続案件のうち約45.1%は前年度一者応札だったためセルフチェックリストを作成しているが、セルフチェックリストを作成しても、約58.0%は連続して一者応札、約42.0%が複数者応札に改善という結果となった。引き続き、一者応札回避に向けた調達改善に取り組んでいく。

表2 ※1 ※2 令和6年度経済産業省における調達の状況

(単位：件、億円)

| | 1者 | | | | 2者以上 | | | | 合計 | | | |
|------------------------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|
| | 契約件数 | | 契約金額 | | 契約件数 | | 契約金額 | | 契約件数 | | 契約金額 | |
| | 6年度 | 5年度 | 6年度 | 5年度 | 6年度 | 5年度 | 6年度 | 5年度 | 6年度 | 5年度 | 6年度 | 5年度 |
| 競争契約 (最低価格落札方式) | 99 | 109 | 22 | 27 | 300 | 238 | 39 | 71 | 399 | 347 | 61 | 98 |
| 割合 | 24.8% | 31.4% | 36.4% | 27.5% | 75.2% | 68.6% | 63.6% | 72.5% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% |
| うち一般競争契約 | 99 | 109 | 22 | 27 | 300 | 238 | 39 | 71 | 399 | 347 | 61 | 98 |
| うち指名競争契約 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 競争契約 (総合評価落札方式) | 219 | 223 | 280 | 224 | 547 | 500 | 237 | 203 | 766 | 723 | 517 | 427 |
| 割合 | 28.6% | 30.8% | 54.1% | 52.4% | 71.4% | 69.2% | 45.9% | 47.6% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% |
| うち一般競争契約 | 219 | 223 | 280 | 224 | 547 | 500 | 237 | 203 | 766 | 723 | 517 | 427 |
| うち指名競争契約 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 企画競争による 随意契約 | 78 | 109 | 275 | 437 | 141 | 132 | 93 | 464 | 219 | 241 | 367 | 901 |
| 割合 | 35.6% | 45.2% | 74.8% | 48.5% | 64.4% | 54.8% | 25.2% | 51.5% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% |
| 公募による 随意契約 ※3 ※4 ※5 | 67 | 70 | 93 | 100 | - | - | - | - | 67 | 70 | 93 | 100 |
| 割合 | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | - | - | - | - | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% |

※1 令和6年度末自己評価の「契約種別規模に係る計数」及び「応札状況に係る計数」に基づき分類。

※2 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

※3 表2の「公募による随意契約」欄には、『「公共調達の適正化について（平成18年財計第2017号）」1.(2)②ホ(イ)及びヘ』にある「試験又は講習の実施に係る会場の借上げについて、日時、場所及び収容人員等の諸条件を明らかにしたうえで、公募を行うもの」及び「一定の要件を明示したうえで公募を行い、当該要件を満たす者から申込みがあった場合には、全ての者と契約するもの」（タクシーチケット供給業務等の複数者との契約を前提としているもの）については、計上しないこととする。そのため、表1とは数値が一致しないことがある。

※4 公募を実施した結果、複数者からの応募があり競争契約又は企画競争による随意契約に移行した契約については、契約相手方の最終的な選定手続（競争契約又は企画競争による随意契約）により整理し、公募による随意契約として整理はしないこととする。なお、この場合における競争参加者数の区分は、公募後に行った競争契約又は企画競争による随意契約への競争参加者数により整理する。

※5 応募者がいないときに特定の1者と契約を行う場合は、公募による随意契約の1者として整理する。

続いて、令和6年度の調達経費の内訳別に分類した結果は表3、競争契約における調達経費の内訳別に分類した結果は表4、競争契約における一者応札に係る調達経費の内訳別に分類した結果は表5のとおり。調達全体及び競争契約ともに「調査研究」及び「その他」の割合が件数及び金額において計9割程度を占めており、それぞれにおける一者応札割合は、調査研究が25.3% (148/584)、その他が28.1% (151/537) となっている。

表3 ※1 ※2 令和6年度経済産業省における調達経費の内訳

(単位：件、億円)

| | | 本省 | | 地方支分部局等 | | 合計 | |
|---------------|----------------------|------------|-------------|----------|---------|-------------|-------------|
| | | 契約件数 | 契約金額 | 契約件数 | 契約金額 | 契約件数 | 契約金額 |
| 公共 工事 等 | 公共工事 (A) | 10 (0) | 2 (0) | 1 (0) | 0 (0) | 11 (0) | 2 (0) |
| | 割合 (A/J) | 0.7% | 0.1% | 0.2% | 0.1% | 0.6% | 0.1% |
| | 公共工事に係る調査及び設計業務等 (B) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) |
| | 割合 (B/J) | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% |
| | 小計 | 10 (0) | 2 (0) | 1 (0) | 0 (0) | 11 (0) | 2 (0) |
| 物品 役務 等 | 情報システム (D) ※3 | 67 (1) | 157 (3) | 0 (0) | 0 (0) | 67 (1) | 157 (3) |
| | 割合 (D/J) | 5.0% | 5.5% | 0.0% | 0.0% | 3.4% | 5.0% |
| | 電力 (E) | 3 (0) | 5 (0) | 1 (0) | 0 (0) | 4 (0) | 5 (0) |
| | 割合 (E/J) | 0.2% | 0.2% | 0.2% | 0.0% | 0.2% | 0.2% |
| | ガス (F) | 2 (0) | 0 (0) | 1 (0) | 0 (0) | 3 (0) | 0 (0) |
| | 割合 (F/J) | 0.1% | 0.0% | 0.2% | 0.0% | 0.2% | 0.0% |
| | 調査研究 (G) ※4 | 618 (13) | 1,038 (217) | 98 (0) | 9 (0) | 716 (13) | 1,048 (217) |
| | 割合 (G/J) | 45.7% | 36.1% | 16.6% | 3.5% | 36.8% | 33.4% |
| | 競争的資金による研究 (H) ※5 | 27 (1) | 92 (6) | 10 (0) | 1 (0) | 37 (1) | 93 (6) |
| | 割合 (H/J) | 2.0% | 3.2% | 1.7% | 0.4% | 1.9% | 3.0% |
| | その他 (I) | 626 (50) | 1,582 (28) | 480 (43) | 252 (9) | 1,106 (93) | 1,834 (37) |
| 割合 (I/J) | 46.3% | 55.0% | 81.2% | 95.9% | 56.9% | 58.4% | |
| | 小計 | 1,343 (65) | 2,875 (254) | 590 (43) | 262 (9) | 1,933 (108) | 3,138 (263) |
| | 合計 (J) | 1,353 (65) | 2,877 (254) | 591 (43) | 263 (9) | 1,944 (108) | 3,140 (263) |
| | | 69.6% | 91.6% | 30.4% | 8.4% ※6 | | |

※1 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

※2 下記の案件が含まれている場合は全数を記載することは別にそれに該当する件数・金額を別途()で内数にて記載している。

- ・企画競争のうち、要領において事業規模(総予算額)と複数の採択予定件数を示し、提出された企画提案を評価、選定するようなもの。
- ・公募のうち、応募資格を満たしている者が複数ある場合に複数者と契約を締結するようなもの。

※3 「情報システム」(D)とは、情報プラットフォームや基盤システムなどの各種情報システムの開発、改修に係るものを指す。

※4 「調査研究」(G)とは、①「調査」(実態調査、動向調査等の各種の調査)、②「統計調査」(統計情報の収集整理等)、③「研究」(科学技術等の研究に係る分析、解析、実証、実験等)に係るものであって、「公共工事に係る調査及び設計業務等」(B)及び「競争的資金による研究」(H) (※5) 以外のものを指す。

※5 「競争的資金による研究」(H)とは、資金配分主体が、広く研究開発課題等を募り、提案された課題の中から、専門家による評価に基づいて実施すべき課題を採択して、研究者等に配分する研究開発資金による研究に係るものを指す。

※6 表3の欄外の数字は、契約件数・契約金額の(本省/合計)及び(地方支分部局等/合計)の割合。

表4 ※1 ※2 令和6年度経済産業省における競争契約における調達経費の内訳（本省・地方別）

（単位：件、億円）

| | | 本省 | | 地方支分部局等 | | 合計 | |
|---------------|----------------------|-------|-------|---------|-------|-------|-------|
| | | 契約件数 | 契約金額 | 契約件数 | 契約金額 | 契約件数 | 契約金額 |
| 公共 工事 等 | 公共工事 (A) | 7 | 1 | 1 | 0 | 8 | 2 |
| | 割合 (A/J) | 0.8% | 0.2% | 0.3% | 1.4% | 0.7% | 0.3% |
| | 公共工事に係る調査及び設計業務等 (B) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 割合 (B/J) | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% |
| | 小計 | 7 | 1 | 1 | 0 | 8 | 2 |
| 物品 役務 等 | 情報システム (D) | 17 | 38 | 0 | 0 | 17 | 38 |
| | 割合 (D/J) | 2.0% | 6.7% | 0.0% | 0.0% | 1.5% | 6.5% |
| | 電力 (E) | 3 | 5 | 1 | 0 | 4 | 5 |
| | 割合 (E/J) | 0.3% | 1.0% | 0.3% | 0.1% | 0.3% | 0.9% |
| | ガス (F) | 1 | 0 | 1 | 0 | 2 | 0 |
| | 割合 (F/J) | 0.1% | 0.0% | 0.3% | 0.0% | 0.2% | 0.0% |
| | 調査研究 (G) | 490 | 221 | 94 | 9 | 584 | 230 |
| | 割合 (G/J) | 56.6% | 39.6% | 31.3% | 42.4% | 50.1% | 39.7% |
| | 競争的資金による研究 (H) | 3 | 1 | 10 | 1 | 13 | 2 |
| | 割合 (H/J) | 0.3% | 0.2% | 3.3% | 5.0% | 1.1% | 0.4% |
| | その他 (I) | 344 | 291 | 193 | 11 | 537 | 301 |
| 割合 (I/J) | 39.8% | 52.2% | 64.3% | 51.1% | 46.1% | 52.1% | |
| | 小計 | 858 | 556 | 299 | 20 | 1,157 | 576 |
| | 合計 (J) | 865 | 557 | 300 | 21 | 1,165 | 578 |

74.2% 96.4% 25.8% 3.6% ※3

※1 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

※2 表4の内訳区分は、表3の内訳区分と同様とする。

※3 表4の欄外の数字は、契約件数・契約金額の（本省／合計）及び（地方支分部局等／合計）の割合。

表5 ※1 ※2 令和6年度経済産業省における競争契約における一者応札に係る調達経費の内訳（本省・地方別）（単位：件、億円）

| | | 本省 | | 地方支分部局等 | | 合計 | |
|---------------|----------------------|-------|-------|---------|-------|-------|-------|
| | | 契約件数 | 契約金額 | 契約件数 | 契約金額 | 契約件数 | 契約金額 |
| 公共 工事 等 | 公共工事 (A) | 4 | 0 | 1 | 0 | 5 | 1 |
| | 割合 (A/J) | 1.6% | 0.1% | 1.5% | 5.9% | 1.6% | 0.2% |
| | 公共工事に係る調査及び設計業務等 (B) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 割合 (B/J) | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% |
| | 小計 | 4 | 0 | 1 | 0 | 5 | 1 |
| 物品 役務 等 | 情報システム (D) | 9 | 24 | 0 | 0 | 9 | 24 |
| | 割合 (D/J) | 3.6% | 8.2% | 0.0% | 0.0% | 2.8% | 8.1% |
| | 電力 (E) | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| | 割合 (E/J) | 0.4% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.3% | 0.0% |
| | ガス (F) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 割合 (F/J) | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% |
| | 調査研究 (G) | 126 | 77 | 22 | 2 | 148 | 79 |
| | 割合 (G/J) | 50.4% | 26.0% | 32.4% | 40.2% | 46.5% | 26.3% |
| | 競争的資金による研究 (H) | 1 | 1 | 3 | 0 | 4 | 1 |
| | 割合 (H/J) | 0.4% | 0.3% | 4.4% | 4.7% | 1.3% | 0.4% |
| | その他 (I) | 109 | 194 | 42 | 2 | 151 | 196 |
| 割合 (I/J) | 43.6% | 65.3% | 61.8% | 49.2% | 47.5% | 65.0% | |
| | 小計 | 246 | 297 | 67 | 5 | 313 | 301 |
| | 合計 (J) | 250 | 297 | 68 | 5 | 318 | 302 |

78.6% 98.4% 21.4% 1.6% ※3

※1 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

※2 表5の内訳区分は、表3の内訳区分と同様とする。

※3 表5の欄外の数字は、契約件数・契約金額の（本省／合計）及び（地方支分部局等／合計）の割合。

(2) 中小企業・スタートアップをはじめとした新規事業者からの調達拡大

「スタートアップ育成5か年計画（令和4年11月28日新しい資本主義実現会議決定）」等を踏まえ、物品や役務の調達について、中小・スタートアップ企業の契約や受注機会の拡大に取り組む。

コストや財・サービスの質への影響にも留意しつつ、中小・ベンチャー企業による国の調達への参加機会拡大を図るため、一般競争入札において参加資格等級D企業であっても入札への参加を認めているが、引き続き必要な取組を進める。

4. 調達改善計画の推進体制

(1) 推進体制の整備

- ① 経済産業省調達改善推進チーム（以下「推進チーム」という。）は、調達改善計画の策定を行う。推進チームは、以下で構成する。
 - 統括責任者：大臣官房長
 - 副統括責任者：大臣官房会計課長、大臣官房業務改革課長
 - メンバー：総務課長会議構成員
- ② 推進チームの事務局は、大臣官房会計課及び業務改革課が担う。
- ③ 事務局は、計画の取組状況について、随時、確認を行う。なお、計画の見直しの必要が生じた場合等については、計画を改定し、その内容を公表する。

(2) 外部有識者の活用

事務局は、調達改善計画の策定及び自己評価の実施等の際には、問題点の抽出、改善策の助言等の観点から、原則として事前に、契約等評価監視委員会等の外部有識者の意見を求めることとする。

(3) 会計内部監査の活用

各組織等における調達改善計画に基づく取組状況については、毎年、大臣官房会計課で実施している会計内部監査も活用しつつ、確認を行うこととする。

5. 調達改善計画の自主点検及び自己評価の実施・公表

事務局は、年度途中に自主点検を行うとともに、年度終了後、速やかに、調達改善計画の実施状況について自己評価を実施し、その結果を公表する。自己評価の結果は、その後の調達改善計画の実施や策定に反映させる。

その他、調達改善計画に関する取組状況等については、当省ホームページで公表する。

6. その他

他府省庁における成功事例を導入するよう努めるとともに、当省で得られた調達改善のノウハウ等については、積極的に、内閣官房行政改革・効率化推進事務局を通じて各府省庁への共有を図る。

(留意事項)

本計画の実施に当たっては、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」(昭和41年6月30日法律第97号)、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(平成12年5月31日法律第100号)、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」(平成24年6月27日法律第50号)等の諸施策との整合性にも留意する。

7. 取組内容

上記を踏まえた取組内容は別紙(様式1、2)のとおりとする。

重点的な取組、共通的な取組

令和8年度の調達改善計画

| 重点的な取組 | 共通的な取組 | 取組の項目 | 具体的な取組内容 | 重点的な取組の選定理由 | 難易度※1 | 取組の開始年度 | 取組の目標 | |
|--------|--------|--------------------------------|--|--|-------|---------|--|----------|
| | | | | | | | (原則、定量的に記載) | 目標達成予定時期 |
| ○ | ○ | 一者応札改善のための取組 | ○①入札前の自己チェック(前年度一者応札)、②契約前の自己チェック(一者応札、高落札率)、③事後の第三者チェック(一者応札、高落札率、同一者連続等)を主な内容とした「一般競争入札における一者応札問題の改善策について」を引き続き徹底する。 | 一者応札を改善する意義、これまでの取組を分析した結果、本取組を通じた改善が調達改善において重要であるため。 | A+ | H24 | 一者応札比率を改善し、契約の効率化に努める。 | 継続的に取り組む |
| ○ | | 公募(入札可能性調査)の実施及び調達価格の妥当性評価の推進 | ○公募(入札可能性調査)の要件について複数の条件により実施可能な事業者が限定される場合も対象に、公募(入札可能性調査)を引き続き実施する。 ○競争性のない随意契約(緊急随契等を除く。)及び公募(入札可能性調査)を経て特定の者と締結された随意契約について、i)調達価格の妥当性評価に関するセルフチェックリストの作成、ii)外部アドバイザーによる評価(一定金額以上のもの)、iii)価格検証結果及びベストプラクティス等の組織的な共有等の取組を引き続き実施する。 | 一者応札改善のためには、事実上競争が働いていないと考えられる入札案件については随意契約へ移行し、価格の妥当性評価を実施する必要があるため。 | A+ | H25 | 競争性のない随意契約及び公募(入札可能性調査)を実施する案件については、調達価格の妥当性評価を適切に実施する。 | 継続的に取り組む |
| ○ | | 調達に関する公平性・透明性確保のための取組 | ○大規模事業(予算額10億円以上等の事業)の調達については、「調達等の在り方に関する検討会」を通して策定した新たな調達ルールに沿った公平性・透明性を確保した上での調達を行うこと。 | 大規模事業に対する公平性・透明性の確保が重要であるため。 | A+ | R2 | 大規模事業に対する公平性・透明性の確保を適切に実施する。 | 継続的に取り組む |
| ○ | | 情報システム調達の改善 | ○情報システム調達については、事業内容に応じた適切な契約方式、落札方式等を検討する。 ○情報システムを調達する際、共通して記載すべき事項をまとめたフォーマットを活用し、事業者に対して、必要事項を漏れなく正しく伝える仕様書を作成する。 ○予定価格が80万SDR超となる情報システムの調達案件は、総合評価落札方式が原則であり、デジタル統括アドバイザーから仕様など調達に関して助言を得て、「価格点:技術点」の比率を決定し、適切に調達を進める。 ○予定価格が80万SDR以下となる情報システムの調達案件は、最低価格落札方式が原則ではあるが、当該案件について高度な技術力が求められる場合、デジタル統括アドバイザーから仕様など調達に関して助言を得ることで、総合評価落札方式の適用が可能となり、さらには「価格点:技術点」の比率を「1:3」あるいは「1:2」とするなど、事業者の技術をより重視した評価を実施する。 ○必要に応じて、外部専門家を含む技術審査を実施するなど、引き続き、情報システムに係る民間ノウハウ・知見を調達に反映させる。 ○総合評価落札方式による情報システムに係る調達において、要件を満たすスタートアップの調達機会の拡大に資する取組(評価項目の追加)を実施する。 | 庁費の契約金額の多くの割合を占める情報システムについて、重点的に取り組むため。 | A | H24 | 情報システム調達の一者応札の防止、契約金額、手続きの合理化、効率化。 | 継続的に取り組む |
| ○ | | 出張旅費・業務の効率化 | ○当省(地方支分部局除く。)では、旅費関係業務において、旅費システム入力等業務を旅行代理店等の民間へ委託している。これらを活用するなどして、出張旅費・業務の効率化に資する以下の取組を実施する。 i)旅費の支給期間(出張から支払までの所要期間)の短縮 ○旅費システム入力等業務のアウトソーシングによる事務の効率化の環境を引き続き整えとともに、速やかな旅費の請求・支払手続を省内に徹底する等の取組を実施する。(目標:支給期間30日以内) | 金額的な重要性が高く、旅費の実務の合理化・標準化、職員の旅費業務に対する意識改革を行うことが、旅費業務の改善の上で重要であるため。 | B | H24 | 出張後、30日以内の旅費の支払を実施。 | 継続的に取り組む |
| ○ | | 中小企業・スタートアップを始めとした新規事業者からの調達拡大 | ○調達コストや財・サービスの質の改善に与える影響に留意しつつ、中小企業・スタートアップを始めとする新規事業者の入札機会の拡大を図る。 ○J-Startup企業については全ての物品の製造、物品の販売(自らが製造した物品の販売に限る。)及び役務の提供等の入札への参加を可能とする。 ○一般競争入札において中小企業・スタートアップを含む資格等級D企業の入札への参加を可能とする。 | スタートアップ育成5か年計画(令和4年11月28日新しい資本主義実現会議決定)等において謳っている、中小・スタートアップ企業からの調達の拡大について、当省としても促進するため。 | B | H31 | 中小企業・スタートアップをはじめとする新規事業者の入札機会を拡大する。 | 継続的に取り組む |
| | ○ | 調達改善に向けた審査・管理の充実 | ○一者応札の改善に向けて、一者応札となった事業については、セルフチェックリストによる公告・公募前のチェックや採択後のチェックなどを通して、一者応札の防止に努めるとともに、事後的に契約内容の妥当性について、契約等評価監視委員会にて外部有識者に審査いただく。 | | A | H29 | 本取組により一般競争入札の競争性の確保に努める。 | 継続的に取り組む |
| | ○ | 調達事務のデジタル化の推進 | ○書面での契約書及び電子調達システム(GEPS)を利用しない入札書以外の調達事務に係る書類等は、押印を廃止し、電子メール等を活用した処理を行う。 ○入札説明会は、可能な限りオンラインで開催するとともに、開催を省略する場合は電子メールによる質疑応答の機会を設けるようにする。 ○事業者に対してGEPSの利用促進を行う。その上で、紙入札・紙契約を希望する事業者については、ヒアリングなどを行い、GEPSの利用促進に向けた課題等を把握する。 | | A+ | R4 | 入札公告、調達仕様書等の調達情報については、調達ポータルを活用して電子的に公開し、原則電子入札及び電子契約を可能とする。(電子調達システムの利用を周知徹底し、「オンライン利用率引上げの基本計画(デジタル庁。令和3年12月16日改定)」において掲げられている目標値(令和6年度末までに電子入札率80%、電子契約率50%)等を踏まえ、当省における電子調達システムの電子入札率については、引き続き80%以上となるよう努め、電子契約率については、40%となるよう努める。) | 継続的に取り組む |

●電子入札率、電子契約率の定義は下記のとおりとする(出典:「政府調達(公共事業を除く)手続の電子化推進省庁連絡会議専門部会(第63回)及びシステム設計WG(第84回会合)」(令和7年10月30日)。
電子入札率=電子入札実施案件数÷開札案件数

- 電子入札実施案件数:開札された入札案件のうち、電子入札を行った民側利用者が少なくとも1社存在する開札案件数。
- 開札案件数:調達実施申請が完了し、入札対象となった案件のうち、電子調達システムにおいて開札が執行された案件数。

電子契約率=(電子契約案件数+請書省略案件数+少額物品調達案件数)÷(調達実施申請件数+少額物品調達案件数)

- 電子契約案件数:契約確定件数のうち、「契約書」または「請書」を、「電子」で実施した案件数。
- 請書省略案件数:契約確定件数のうち、「請書省略」とした案件数。
- 少額物品調達案件数:少額物品調達業務において契約締結となった案件数。
- 調達実施申請件数:調達実施案件登録で調達実施申請案件を作成し、決裁まで完了した案件数。(一時保存状態の案件数は含まず。)

※電子契約率(全案件)は、電子調達システムに登録せず、入札から契約までが紙のみで完了する案件は対象外であり、GEPS(少額物品調達業務も含む)を用いて契約した案件が対象である。

※年度をまたいで入開札・契約が行われる案件がある際に、電子入札率・電子契約率が100%を超える場合がある。(例:3月に入札公示、4月に開札の案件)

※1 難易度

- A+:効果的な取組
- A:発展的な取組
- B:標準的な取組

その他の取組

| 調達改善計画 | |
|--|----------------|
| 具体的な取組内容 | 新規 継続 区分 |
| 随意契約(少額・不落・不調随意契約を除く)を行おうとする場合は、大臣官房会計課による事前の承認審査を行うとともに、競争性のない随意契約を行ってきた事業についても、一般競争入札等の競争性のある契約方式に移行できないか検討を行う。 | 継続 |
| 一般競争、随意契約、補助金事業について、当省の契約事務等にかかる外部有識者委員会である契約等評価監視委員会や会計内部監査において事後検証を行う。 | 継続 |
| 年間発注予定表を本省ホームページ等に掲載する。本省では平成28年度から公表頻度の増加(年3回程度)を行っており、令和8年度も継続して実施する。 | 継続 |
| 過去の受託企業の評価等をデータベース化することにより、入札情報について組織内で共有する。 | 継続 |
| より多くの事業者が競争に参加できるよう、できる限り公告時期の前倒しを図るとともに、第4四半期の事業開始を原則として禁止し、適切な事業期間の確保を徹底する取組を継続する。 | 継続 |
| 本省(外局含む。)において、令和8年度も引き続き共同調達を実施する。併せて、調達規模の適正性や費用対効果等に配慮しつつ、実施品目・組織の拡大や共同調達の実施効果を高めるための仕様書等の見直しを検討する。 | 継続 |
| 地方支分部局においても、引き続き共同調達を実施し、併せて調達規模の適正性や費用対効果等に配慮しつつ、実施品目・組織の拡大や共同調達の実施効果を高めるための仕様書等の見直しを検討する。 | 継続 |
| 本省、外局にて共通して使用等する物品等について、令和8年度も引き続き一括調達を実施するとともに、実施品目・組織等の拡大を目指す。 (現行の実施品目:コピー用紙、ガソリン、宅配業務、会議用飲料、情報提供サービス、タクシー等) | 継続 |
| 少額の随意契約を行う案件について、電子調達システム(GEPS)において、仕様等を提示し、自由に見積書を受け付ける調達(オープンカウンター方式)を継続し、競争性、公平性の確保を図る。 | 継続 |
| 当省における委託契約には、大きく分けて、確定契約(契約締結時に契約金額を確定するもの)と、概算契約(契約締結時には契約金額の確定が困難なことから契約金額を概算額(上限額)として、委託業務の完了後に実績に基づき契約金額を確定するもの。「精算条項付確定契約」と定義されることが多いが、便宜上「概算契約」という。)の2つの契約形態がある。 引き続き、事業内容に応じて確定契約とすることで、業務の効率化を図る。 | 継続 |
| 会計業務・予算執行担当職員のスキルアップのために、契約手続、予算執行効率化や調達改善等の取組に関する情報の周知や会計検査院からの指摘事項等の徹底等を実施し、人材の育成に努める。 会計関係研修(補助金・委託費・確定検査等)を引き続き実施する。 | 継続 |
| 官公需の取引適正化に向けた点検・見直しが本格化している中において、人件費増や物価高に応じた対応を行う。 | 新規 |
| 低入札価格調査について、より実効性のある調査となるよう引き続き対応を行う。 | 新規 |